



スターサービス株式会社

概要書面

この書面の内容をよくご確認の上お手元に保存してください。

この概要書面は、「特定商取引に関する法律」第37条1項により交付することが義務付けられている書面です。

会社概要

社 名 : スターサービス株式会社
本 社 所 在 地 : 〒810-0044
福岡県福岡市中央区六本松4-3-2-5F
TEL: 092-401-1234
設 立 : 2020年2月19日
代 表 取 締 役 : 金家亮
U R L : <https://www.starservice.jp>
E - m a i l : info@starservice.jp

取扱商品

※詳細は別紙「取扱商品」をご覧ください。

会員になるための特定負担

pt=ポイント

ロイヤリティ(Web及びCRMの使用料など)

金 額 : 8,250円(税込)
ポ イ ン ト : 7,500pt
種 類 : 顧客管理システム
性 能 : ロイヤリティ購入者専用のWEB及びCRMであり、購入者自身の代理店活動に必要な顧客情報管理をシステムによって正確に行うものです。

スターターキット(送料500円込)

金 額 : 8,250円(税込)
ポ イ ン ト : —
種 類 : ビジネスツール
性 能 : 代理店活動のスタートを支援するための冊子バック商品です。
内容: プレゼン用冊子キット(3セット)・配布用3つ折冊子キット(10セット)・概要書面キット(3セット)・媒介等業務受託者届出支援キット

アップグレード方法

◇アップグレード方法

取次店及び正規取次店会員は、ユーザー費用及び特定負担額と、アップグレード費用3,300円(税込)を支払うと正規代理店になることができます。

正規代理店になるには様々な方法があります。

- ①最初から正規代理店で登録する(アップグレード費用がかかりません)
- ②取次店から正規取次店になり、正規代理店にアップグレードする
- ③取次店から協会の講習を受講し、登録日の翌日以降にアップグレードする
- ④ユーザーから取次店になり、さらに正規取次店になり正規代理店にアップグレードする
- ⑤ユーザーから取次店になり協会の講習を受講し、登録日の翌日以降にアップグレードする

エバンジェリスト申込方法

◇エバンジェリスト申込方法

正規代理店はエバンジェリスト費用8,250円(税込)を支払うとエバンジェリスト登録ができます。

商品購入及びお支払方法について

◇商品購入とお支払方法

新規登録費用.....クレジットカード
月額費用.....クレジットカード
その他.....クレジットカード

《クレジットカードでのお支払について》

当社指定のフォームからクレジットカード登録の手続きを行ってください。

※当社のクレジットカード決済は海外決済機関を利用しているため、クレジットカードのご利用明細には商品名が記載されず、請求名に国名や都市名が英語で記載されることがあります。

※ご利用のクレジットカードによっては海外決済機関を利用する場合、利用制限やリボ払いの設定がされていることがありますのでご注意ください。

(楽天カード、イオンカード、トヨタカードなどは、利用制限が設定されている場合があります。)

※ご注文金額と一致する明細でご不明な点があれば、当社までお問い合わせください。

◇商品の引き渡し時期

決済完了後、3営業日以内に発送手続きを行います。

※スターターキット、契約書等の発送物が受け取り者の不備が原因で不達になった場合は、再配達に手数料(送料)を別途ご請求いたします。

マーケティングプラン

pt=ポイント

◇アクティブ(アクト)条件

下記の①~④すべての条件を満たしている会員をアクティブとして判定します。

- ① 契約が締結していること。
- ② 当月の登録タイプが正規代理店であること。
- ③ 当月、ロイヤリティを支払っていること。
- ④ 当月、ユーザー費用を支払っていること。

◇コミッションの算出

各コミッションの計算方法によってコミッション金額を算出し、算出されたコミッションは、1pt=1円と換算します。算出されたコミッション金額は税込金額です。

◇コミッション対象期間と支払日

1日~月末の売上をコミッション計算対象とします。

※コミッション計算対象となる売上は月末24時までに代金のお支払いが完了しているものとします。

コミッションは、翌月末日に指定された金融機関の口座にお振込みいたします。

※金融機関休業日の場合、翌営業日となります。

◇コミッション振込事務手数料

【1回のお支払いにつき】.....500円(税込)/お客様負担

◇コミッション振込条件

コミッション取得金額の合計が3,000円以上の場合、お振込みいたします。(3,000円未満の場合、繰越となります)

◇ユーザー会員への変更・会員資格喪失

正規代理店は、2ヶ月連続ロイヤリティのお支払いがない場合、ユーザー会員へ変更となり、正規代理店の資格がなくなります。

※ユーザー会員から正規代理店に復活することはできませんのでご注意ください。ユーザー会員の資格も喪失している場合は、退会処理となります。

※ユーザー会員は期日までに翌月分のサービス利用料のお支払いがない場合、翌日より利用停止となり、30日以内に会員資格がなくなります。

◇源泉徴収

月間コミッション支払額の合算が12万円を超えた場合、超えた金額に対して10.21%の源泉徴収を行います。

◇組織について

- ユニレベル組織図

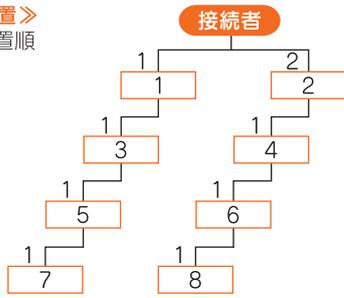
紹介者つながりで配置された組織です。

- マトリックス組織図(3系マトリックス)

《オート配置》又は《3系配置》の配置ルールに基づいて、ポジションが配置される直上者つながりの組織です。

《オート配置》

※数値は配置順

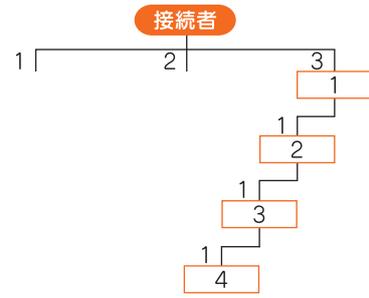


《オート配置ルール》

- 系列1と系列2の登録ポジション数を比較し、少ない系列の傘下の系列1に配置されます。
- ※ポジション数の比較は登録されている全てのポジション数で比較します。
- ※オート配置では系列3に配置されません。
- ※系列1と系列2のポジション数が同数の場合、系列1側に配置されます。
- ※マトリックス組織の上位に紹介者が存在しない場合はその位置に配置できません。

《3系配置》

※数値は配置順



《3系配置ルール》

- 系列3にポジションが存在しない場合は、直下の系列3に配置されます。
- 直下の系列3に既に配置されたポジションがある場合は系列3の傘下の系列1に配置されます。
- ※系列1・系列2にポジションが存在しない場合でも、系列3に配置されます。
- ※マトリックス組織の上位に紹介者が存在しない場合はその位置に配置できません。

エバンジェリスト

◇エバンジェリスト

当月、エバンジェリスト費用を支払っている会員はエバンジェリストとして認定されます。
エバンジェリストと認定された場合は、認定校のマーケティングプランに参加することができます。

認定校・正規取次店

◇認定校

当月、エバンジェリストの場合は、当社と提携を結ぶ一般社団法人 日本電気通信媒介業協会が定める認定校になることができます。

◇取次店

取次店及び正規取次店、取次店コミッションに関しては別途「取次店会員規約」をご確認ください。

タイトル判定

《タイトル昇格条件》 ① 当月、アクティブであること

タイトル昇格条件を満たすとタイトルが付与されます。(タイトルは毎月の実績で変動します)

※MEMBER2のタイトル達成条件は、正規代理店が直紹介系列(ユニレベル)の3系列内にそれぞれ存在すると達成となります。

※MEMBER3以上の達成にはMEMBER2の達成が必要です。

※判定対象商品

当月正規代理店の場合: 当月支払いのロイヤリティ

※MASTER 1 に昇格すると自身ポジションの直上につづいてプレミアムポジションをプレゼントいたします。

そのプレミアムポジションを構築していくことでダブルマスター3という最高ランクの2倍のランクがございます。

タイトル名	タイトル昇格条件			
	3系マトリックス組織図 系列別 判定対象商品 購入数量			
MEMBER 1				
MEMBER 2	正規代理店が直紹介系列(ユニレベル)の3系列内にそれぞれ存在すること			
MEMBER 3	系列①	6人	系列②③ 合計	6人
LEADER 1	系列①	18人	系列②③ 合計	18人
LEADER 2	系列①	40人	系列②③ 合計	40人
LEADER 3	系列①	75人	系列②③ 合計	75人
RETIRE 1	系列①	150人	系列②③ 合計	150人
RETIRE 2	系列①	250人	系列②③ 合計	250人
RETIRE 3	系列①	375人	系列②③ 合計	375人
DIRECTOR 1	系列①	350人	系列②	350人
DIRECTOR 2	系列①	700人	系列②	700人
DIRECTOR 3	系列①	1,400人	系列②	1,400人
MASTER 1	系列①	2,100人	系列②	2,100人
MASTER 2	系列①	2,800人	系列②	2,800人
MASTER 3	系列①	5,600人	系列②	5,600人
			系列③	300人
			系列③	600人
			系列③	1,200人
			系列③	1,800人
			系列③	2,400人
			系列③	4,800人

コミッションの種類

サポートコミッション

<ユニレベル組織図で判定>

《コミッション取得条件》 ① 当月、アクティブであること

<計算対象:各コースの月額費用>

ユニレベル組織の傘下会員が当月支払った各コースの月額費用のポイントが原資ポイントとなります。自身の還元%から傘下会員の還元%を差し引き、その還元%と原資ポイントを掛けて算出した金額をサポートコミッションとして取得することができます。

※直紹介系列(ユニレベル)の10系列内にそれぞれコース購入者が存在すると、自身の還元%に5%加算されます。

※当月、自身がMEMBER2の場合、自身の還元%に10%加算されます。

※当月、自身がエバンジェリストの場合、自身の還元%に5%加算されます。

※取次店が紹介したユーザー会員を原資とするサポートコミッションは6ヶ月間計上されません。

当月のタイトル	還元%		直紹介系列(ユニレベル)の10系列内にそれぞれコース購入者が存在すると		当月エバンジェリスト	
MEMBER 1	10%	+	5%	+	5%	⇒ 最大20%
MEMBER 2 以上	20%	+	5%	+	5%	⇒ 最大30%

リクルートコミッション

<ユニレベル組織図で判定>

《コミッション取得条件》 ① 当月、アクティブであること

<計算対象:スターキット>

直接紹介している会員が当月にスターキットを購入すると、スターキット1個につき右表の金額をリクルートコミッションとして取得することができます。

当月のタイトルがMEMBER 1 ~ MEMBER 3の会員がリクルートコミッションを取得した場合、ユニレベル組織の上位で当月のタイトルがLEADER 1以上の会員は差額の2,000円を取得することができます。

当月のタイトル	コミッション額
MEMBER 1	3,000円
MEMBER 2	3,000円
MEMBER 3	3,000円
LEADER 1 以上	5,000円

デイリーコミッション

《コミッション取得条件》 ① 当月、アクティブであること
② 当月のタイトルがMEMBER 2 以上であること

当月のタイトルに応じて下表のコミッション額にその月の日数を掛けた金額をデイリーコミッションとして取得することができます。

※アップグレードの手続きをされた月に関しては、アップグレード日以降からの日数分で算出されます。

当月のタイトル	コミッション額	当月のタイトル	コミッション額	当月のタイトル	コミッション額
MEMBER 1	—	RETIRE 1	7,500円	MASTER 1	120,000円
MEMBER 2	250円	RETIRE 2	12,000円	MASTER 2	180,000円
MEMBER 3	500円	RETIRE 3	18,000円	MASTER 3	340,000円
LEADER 1	1,000円	DIRECTOR 1	28,000円		
LEADER 2	2,000円	DIRECTOR 2	40,000円		
LEADER 3	4,000円	DIRECTOR 3	80,000円		

リーダーシップコミッション

<ユニレベル組織図で判定>

《コミッション取得条件》 ① 当月、アクティブであること
② 当月のタイトルがLEADER 1 以上であること

自身のユニレベル組織の1段目と2段目の会員が当月取得しているデイリーコミッション額に対して右表の還元%を掛けた金額をリーダーシップコミッションとして取得することができます。

※圧縮計算は行いません。

※報酬上限はありません。

段数	還元%
1段目	5%
2段目	5%

タイトルコミッション

《コミッション取得条件》 ① 当月、アクティブであること

下表のタイトルを初めて達成すると、下表の金額をタイトルコミッションとして取得することができます。

※単月で2ランク以上同時昇格した場合、通過したタイトル分のコミッションもすべて取得できます。

※各タイトルのタイトルコミッションは1回限りの取得となります。

※2020年3月以前にLEADER1、RETIRE1のタイトルを達成済みの会員はLEADER1、RETIRE1のタイトルコミッションを取得することができません。

当月のタイトル	金額	当月のタイトル	金額	当月のタイトル	金額
LEADER 1	100,000円	DIRECTOR 1	1,000,000円	MASTER 1	2,000,000円
RETIRE 1	300,000円	DIRECTOR 2	1,000,000円	MASTER 2	2,000,000円
		DIRECTOR 3	2,000,000円	MASTER 3	4,000,000円

カーコミッション

《コミッション取得条件》 ① 当月、アクティブであること ② 当月のタイトルがDIRECTOR 1 以上であること

当月のタイトルがDIRECTOR 1 以上の会員はカーコミッションとして一律10万円を取得することができます。

※当月のタイトルがMEMBER 1 からRETIRE 3 の場合、カーコミッションを取得することができません。

※カーコミッションは各証明書なしで満額支給されます。

ハウスコミッション

《コミッション取得条件》 ① 当月、アクティブであること ② 当月のタイトルがMASTER 1 以上であること

当月のタイトルがMASTER 1 以上の会員はハウスコミッションとして一律10万円を取得することができます。

※当月のタイトルがMEMBER 1 からDIRECTOR 3 の場合、ハウスコミッションを取得することができません。

※ハウスコミッションは各証明書なしで満額支給されます。

10(テン)アクトコミッション

<ユニレベル組織図で判定>

《コミッション取得条件》 ① 当月、アクティブであること

当月、直アクト会員が10名の倍数を達成することに、3万円の10アクトコミッションを取得することができます。

※それぞれの達成人数(10、20、30・・・)ごとに1度限り取得することができます。

認定校コミッション

《コミッション取得条件》 ① 当月、アクティブであること ② 当月、認定校であること

自身の取次店講習を受講し、当月に取次店及び正規取次店が正規代理店へアップグレードした場合、10,000円を一回限り取得することができます。

OSコミッション

《コミッション取得条件》 ① 当月、アクティブであること もしくは、当月アクティブで認定校であること

取次店講習を受講した会員が、当社と提携を結ぶ一般社団法人 日本電気通信媒介業協会のオンラインサロンへ加入した場合、その講習を開催した認定校へ毎月500円、ユニレベル上の直上代理店へ毎月500円がOS(オンラインサロン)コミッションとして支給されます。

※直上代理店かつ認定校の場合1,000円となります。

会員規約

会員資格

1. 会員とは正規代理店のことであり、スターサービス株式会社(以下「当社」という)の商品及びサービス(以下「商品」という)の使用・利用することを通して、その特性を理解した上で、商品の販売及び紹介・勧誘等のビジネス活動を目的として登録された方をいいます。
2. 会員の資格条件
 - 1) 20歳以上であり、学生でない人
 - 2) 会員の紹介を受けていること
 - 3) オンライン上で、前述の「アップグレード方法」に従い、アップグレードされていること
 - 4) 電気通信サービスの販売代理店届出が完了されていること
 - 5) 会員として相応しくないと判断される特段の事情がないこと

※ご夫婦が各自で会員になりたい場合、各々の個人氏名で登録することができます。

※同一名義による正規代理店の最大登録数は、各サービス(コース)につき1つまでとします。
3. 正規代理店は、2ヶ月連続ロイヤリティのお支払いがない場合、ユーザー会員へ変更となり、正規代理店の資格がなくなります。

※ユーザー会員から正規代理店に復活することはできませんのでご注意ください。ユーザー会員の資格も喪失している場合は、退会処理となります。

※ユーザー会員は期日までに翌月分のサービス利用料のお支払いがない場合、翌日より利用停止となり、さらに翌々月より会員資格がなくなります。
4. 会員資格を解約または取消した場合でも紹介者の下であれば再登録可能です。別の紹介者の下の場合、解約または取消したその日から6ヶ月間は再登録できません。
5. 会員は、一度登録した会員資格を原則として他の系列に変更することはできません。
6. 会員がクーリングオフにより会員資格を取り消した場合に、再登録をすることができません。尚、同一人物の別アカウントも会員資格の取り消しとします。
7. 会員資格を他の人に貸したり譲渡したりすることはできません。ただし、当社の許可を得た場合はその限りではありません。
8. 会員は、当社の従業員や代理人・代表者ではないので、誤解を招くような表現はできません。また、会社の称号や商標、商品名を無断で使用することはできません。

会員解約

1. 会員は、当社に対してWEB申請もしくは、書面に必要事項(お名前・住所・電話番号・会員番号)をご記入し郵送にて、会員資格の解約を申し出れば、いつでも解約できます。
2. 会員が、クーリング・オフした場合、解約の申し出の書類がなくとも会員登録は同時に解約いたします。

会員の活動内容

1. 会員規約等の遵守
会員は、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という)及び関連法規及び会員規約を遵守し、適正なビジネス活動を行わなければなりません。
2. 入会を希望される方は概要書面をよく読み、ビジネスの内容及び会員規約を理解・納得したのち、アップグレードしてください。

※会員になるには、アップグレードと同時に当社が指定する商品を購入する必要があります。概要書面の会員になるための特定負担をご確認ください。

[手続き]

- 1) 紹介者である会員から概要書面を無料で受け取ります。
 - 2) 紹介者から会社概要・商品内容及びマーケティングプラン等について正しい説明を受けます。

※説明された内容と概要書面の内容に差異がある場合には、当社までご連絡ください。
 - 3) 前述の「アップグレード方法」に従い、アップグレードしてください。
 - 4) アップグレード時の購入商品代金等の決済については、前述の「商品購入及びお支払方法について」の項目を参照し、お支払いください。
 - 5) アップグレード後に入金を確認し、入金確認後7営業日以内に登録確認書の発送をいたします。

※何らかの事由で登録が承認されなかった場合、すでにお支払いいただいている金額の全額をご指定の金融機関口座もしくは、お支払いのクレジットカードへ返金いたします。
3. 購入方法及び支払方法
ご購入方法は、当社指定の注文方法にてご注文ください。お支払いにつきましては、概要書面に記載されている支払方法をご確認ください。
 4. 会員の特典・権利
 - 1) 入会の勧誘をすることができます。
 - 2) マーケティングプランに参加することができます。

※マーケティングプランの詳細につきましては、前述の「マーケティングプラン」の項目をご覧ください。
 - 3) 当社の定める「有資格者」となることができます。

※有資格者とは電気通信サービスの販売代理店届出が完了されている正規代理店会員のことであり、当社の会員の活動には必ずこの有資格者である必要があります。

- 4) 必要に応じて、当社の新商品情報が提供されます。
 - 5) 当社が主催する各種大会・イベント・キャンペーン等に参加することができます。
5. コミッションに関するルール
 - 1) コミッションは、翌月末日に指定された金融機関の口座にお振込みいたします。

※金融機関休業日の場合、翌営業日となります。

※コミッションはオンライン上で指定された口座にお振込みいたします。

※会員登録名義と指定された金融機関の口座が一致しない場合は、コミッションのお振込は出来かねます。(名義が異なる場合は予め、会員本人様よりご連絡ください。)

※1回の送金に対して500円(税込)の振込事務手数料を頂きます。

※コミッション取得金額の合計が3,000円以上の場合、お振込みいたします。(3,000円未満の場合、繰越となります)

※電気通信サービスの販売代理店届出の際に付与される届出番号を当社が確認できるまではコミッションの一部または全部を停止いたします。

※毎月20日～月末にコミッション振込口座を変更された場合は、既に振込処理が完了している場合が御座いますので変更前の口座へのお振込になることが御座います。

※コミッション算出対象月の翌月20日時点でユーザー会員に変更されていた場合には、前月のロイヤリティのお支払いの有無に関わらず、コミッションは支払われません。
 - 2) 会員がクーリング・オフや初期契約解除、解約などにより払い戻しを受けた場合で、対象となるコミッションがすでに支払われている場合には、その対象となったすべてのコミッションを当社に返還しなければなりません。

※応じない場合は強制解約や、その後のコミッションから差し引きとなる場合がございます。
 6. 禁止行為
 - 1) 会員は当社ビジネスの勧誘、販売目的であることを告げずにお客様に対して公衆の出入りしない場所で商品の販売やビジネスの勧誘をしてはいけません。
 - 2) 正当な理由なく深夜・早朝などに勧誘することや、長時間または執拗に勧誘してはいけません。
 - 3) 商品について、その種類・性能・品質・内容等を説明しなかったり、事実と異なることを言って勧めてはいけません。
 - 4) 商品の価格、登録料、送料、手数料など商品を購入するときにかかる費用や、アップグレードするときの特定負担を説明しなかったり、事実と異なることを言ってはいけません。
 - 5) アップグレードをさせるために脅したり、不安にさせたり戸惑わせてはいけません。
 - 6) 事実と異なるようなマーケティングプランの説明をしたり、「絶対に儲かる」「誰でも成功できる」など、簡単に儲けられるという話だけで勧誘してはいけません。
 - 7) 登録の解除、クーリング・オフについて説明をしなかったり、事実と異なることを言ってはいけません。
 - 8) 登録の解除、クーリング・オフをさせないように脅したり、不安にさせたり戸惑わせてはいけません。
 - 9) チラシ・雑誌・新聞・インターネット上のホームページ及びEメール・その他の通信媒体を利用したの、いわゆる誇大・虚偽広告を行ってはいけません。また、当社の許可無く、これらの媒体を利用して宣伝・広告・勧誘活動及び、当社本人であると誤解を与えるような表現をしてはいけません。
 - 10) 当社に無断で、当社の社名、商標、ロゴ等を使用することはできません。
 7. 遵守事項
 - 1) 当社主催の各種セミナー、勉強会、会議等において、許可なく撮影・録音・録画をしてはいけません。
 - 2) 相手方の自己資金不足を補う手段として立替・融資のあつせん・借入を勧めることや、名義貸しなどの行為をしてはいけません。
 - 3) 会員は当社の従業員や、代理人であると誤解を与えるような表現をしてはいけません。
 - 4) 取次店紹介時に「将来的に正規代理店になることを目指しての取次店の誘引」を一切してはいけません。
 - 5) 取次店紹介時に正規代理店の概要書面や報酬プランなどは一切表示してはいけません。
 7. 遵守事項
 - 1) 活動の際は、特定商取引法、その他の法令及び会員規約を遵守しなければなりません。
 - 2) 活動の際は、氏名等を記入した「概要書面」を交付し、相手方に勧誘、販売目的であることを告げ、内容を十分に理解していただくように説明しなければなりません。
 - 3) 書面の交付義務と氏名等の明示
・お客様に商品の販売または入会の勧誘をする際には、まず氏名・名称・目的を明らかにして、お客様の了解を必ず得てから説明を開始してください。
・お客様に入会の勧誘をするときは、無料で必ず氏名等を記入した「概要書面」を渡さなければなりません。その際、商品、特定負担、契約の解除、クーリング・オフ、中途解約・返品ルール、特定利益、会員規約等について十分に理解していただくように説明しなければなりません。
・お客様に当社の概要・商品・マーケティングプラン等につ

- いて説明をする場合には、誰に対しても正確にわかりやすく、誤解の無いように伝えなければなりません。
- 4) 会員は、自分の行動が自分の仕事のみならず、他の会員にとっても影響をもつものであることを認識し、常に責任ある行動をとらなければいけません。もし問題が生じた場合は自身で負うものとし、当社がその責任を負うことはできません。
 - 5) ビジネス活動に生じる諸経費は自身が負担しなければいけません。
 8. その他のルール
 - 1) 会員資格を有する者に対し、新たにあなたの系列に入るように勧めたり、登録を促したりしてはいけません。
 - 2) ビジネス活動では、会社からの情報に基づいて、商品やビジネスの説明をしてください。
 - 3) 公序良俗に反する発言や行為を行ってはいけません。
 - 4) アップグレード後は当社の会員組織に対して、連鎖販売取引および他の組織販売に関わるビジネスの勧誘、商品の販売等をしてはいけません。
 - 5) 健全な組織運営を行うため、会員規約の違反をみつけた場合、直ちに当社へ報告してください。
 - 6) 会員は下位系列でクーリング・オフや初期契約解除などが生じた場合には、その対象となる商品の売上から発生した既に支給されたコミッションは返還しなければなりません。
※応じない場合は強制解約や、その後のコミッションから差し引きとなる場合がございます。
 - 7) 本規約に違反した行為により、当社が損害を受けた場合、別途損害賠償請求いたします。この判断に対し異議申し立てをすることはできません。
 9. 会員の相続
会員本人が死亡または何らかの事情で活動することが不可能になった場合、法定相続人（第二親等まで）に相続することができます。その場合には、法定相続人を証明する書類の提出が必須です。
 10. 解約・抹消による資格の喪失
 - 1) 会員は自己申告により、いつでも書面をもって解約することができます。書面を当社が受理し、承認した日からすべての資格・権利・利益は喪失します。
 - 2) 会員が「死亡したとき」その資格を喪失します。（一年以内に会員の相続手続きを行えばこの限りではありません）
 - 3) 次に該当するときは、当社の判断で会員資格を抹消します。この判断に対し、会員は異議申し立てをすることはできません。
 - ・ 会員が会員規約に違反した場合
 - ・ 他人名義でアップグレードしたり、または活動している場合。（登録した会員及び名義を負った会員）
 - ・ 禁治産者、準禁治産者
 - ・ 刑法、特定商取引法、薬機法等の関連法規に違反し、反社会的行為のあった者
 - ・ 健全なビジネスを営むうえで当社が不適当と認めた者
 - ・ 別に定める遵守事項に反したり、禁止行為を行った者
 - ・ 当社又は、他のメンバーに多大な迷惑をかけた場合
 - 4) 当社の判断で登録を抹消された場合には再登録できません。
 - 5) 解約・喪失・抹消時に、当社に支払い金・過払い金・コミッション等がある場合、相殺・精算いたします。
 - 6) 解約・喪失・抹消した会員は、当社が提供した会員に関する一切を直ちに返還しなければなりません。
 - 7) 紹介者が解約および契約解除を行った場合でも紹介者の変更及び配置の変更を行うことはできません。（圧縮、繰り

- 上げはできません)
- 8) 直接紹介した会員が存在しない場合でもロイヤリティ等の返金を行うことはできません。
 - 1.1. 個人情報について
お客様の個人情報につきましては、書類を発送する業務及び当社の情報提供サービス等のご案内のみに利用いたします。尚、個人情報の取り扱いにつきましては、責任者を置き厳重に管理いたします。
 - 1) 手続きは書面に、申出日、解約の意思、会員番号、お名前、ご住所、電話番号、紹介者名をご記入の上、当社までお送りください。
 - 2) 刑事訴訟法等に基づき警察官、検察官、検察事務官等の法律上正当な権限を有する者から照会を受けた場合は、法令に基づき必要と認められる範囲内で照会・開示請求に応じるものとする。
 - 1.2. 制裁措置
当社が定める会員規約及び関連法規に抵触又は違反する行為を行ったり、公序・良俗に反する行為をした場合、また、会員としての資格要件を満たさない場合、他の会員及び会社との信頼関係を損なう事になる為諸般事情を考慮した上で、制裁措置としていずれかの処置が適用される場合があります。なお、警告・資格停止によっても本人の行動に更正が見られない場合、当社に対する長期にわたる債務不履行があった場合、会員登録の抹消処分を含め、本規約の条項に従って下記を含めて処置される場合があります。
 - 1) 注意・警告処分
 - 2) 資格停止（一定期間の活動停止及び、コミッションの一部あるいは全部の停止）
 - 3) 登録の取消（アップグレードの取消）
※当社の判断で登録を取消された場合、再登録できません。
 - 1.3. 規約の範囲・変更・通知
 - 1) 本契約は、当社及び会員に適用します。入会契約が成立後、会員は誠実に本契約を遵守する義務が発生します。
 - 2) 当社が随時、会員に対し通知する追加規定は、本規約の一部を構成します。本規約と追加規定が異なる場合には、追加規定が優先するものとします。
 - 3) 当社は、会員の承諾を得ることなく、本規約を変更でき、会員は当社からの通知後、その後の取引を行ったことをもって承諾するものとします。
 - 4) 当社から会員への通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、当社の情報提供媒体上に一般掲示、または当社が適用と認める方法により行われるものとします。
 - 5) 通知が電子メールで行われる場合、会員の電子メールアドレス宛に発信し、会員の電子メールアドレスを保有するサーバーに到着したことをもって会員への通知が完了したものとみなします。会員は当社が電子メールで配信した通知を延滞なく閲覧する義務を負うものとします。なお、電子メールの閲覧とは、会員がそのサーバーに配置された電子メールを画面上開示し、内容を熟読して、確認することをいいます。
 - 6) 通知が当社の情報提供媒体上の一般掲示で行われる場合、当該通知が情報提供媒体に掲載され、会員が当該通知を閲覧することが可能となったときをもって会員への通知が完了したものとみなします。
 - 1.4. 抗弁権の接続の規定
割賦販売法のローン提携販売、信用購入あっせんを利用する場合には、支払停止の抗弁ができません。
 - 1.5. その他
本規約は、2020年4月1日より実施するものとします。本契約、本規約に関して訴訟等の必要が生じた場合、当社所在地における地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

クーリング・オフ

本制度の対象は正規代理店契約となります。正規代理店ロイヤリティ及び初期費用は商品を受領した日、または契約書面を受領した日より起算して20日以内であれば、書面もしくはWEB申請にて契約解除することができます。その効力は書面を発信した日(郵便消印日付)及びWEB申請日から発生します。クーリング・オフを行うことで損害賠償または違約金の支払いを請求されることはありません。クーリング・オフがあった場合、商品代金を速やかに返金し、商品引取費用についても当社が負担します。

上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者または販売者が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合、事業者または販売者からクーリング・オフができる旨の書面を受領しその内容について説明を受けた日を含む20日間を経過するまではクーリング・オフすることができます。

※書面でクーリング・オフを申請する場合
下記の記述例に従い、郵便ハガキに必要事項を記載し郵送してください。（簡易書留での郵送をお勧めします）

表面	裏面
<p>郵便はがき</p> <p>切手</p> <p>福岡県福岡市中央区 六本松4-3-2-5F</p> <p>スターサービス株式会社 宛</p>	<p>クーリング・オフ</p> <p>◆申込日 西暦:20 年 月 日</p> <p>◆ご契約者会員番号</p> <p>◆ご契約者氏名</p> <p>◆住所</p> <p>◆電話番号</p> <p>◆紹介者氏名</p> <p>◆商品名</p> <p>◆金額</p> <p>上記日付の申込みは撤回し 契約は解除いたします。</p>

概要書面番号：
代理店届出番号： C2202068

会員番号	336015	紹介者名	栗田 竜輔
住 所	茨城県日立市東金沢町 2 - 5 - 1 0 TEL 090 (3049)0278		

<統括者>

スターサービス株式会社

《本社所在地》〒810-0044福岡県福岡市中央区六本松4-3-2-5F
TEL:092-401-1234